

特定非営利活動法人  
 **日本システム監査人協会報**

## 情報セキュリティ監査特集

経済産業省が発表した「情報セキュリティ監査基準」は4月から運用が開始されました。本号では特集記事として、情報セキュリティ監査基準作成研究会メンバーとして参画されていた和貝副会長の去る3月18日に開催された第95回月例研究会講演を掲載します。

また当協会内で4月から新たに発足した「情報セキュリティ監査研究会」の座長である木村裕一理事から、今後の研究会の活動計画について、寄稿頂きました。会員の積極的な参画を期待する次第です。

### 第95回月例研究会報告

No.6008 梅津 尚夫

テーマ：「情報セキュリティ監査基準とシステム監査」

講師：当協会副会長 和貝 享介 氏

日時：2003年3月18日(火)

場所：労働スクエア東京 601会議室

3月に経済産業省から「情報セキュリティ監査」について、中間とりまとめ報告書が出され、その後4月1日から運用が開始された。この中間報告書を作成した「情報セキュリティ監査基準研究会」のメンバーとして、システム監査人協会を代表して参加された和貝副会長により、「報告書」内容の解説を中心に、取りまとめに至った背景、今後の展望をお話しいただいた。

#### <講演要旨>

#### 1. セキュリティ監査基準の必要性

2003年、いよいよ電子政府が本格稼動することにあわせて、セキュリティ確保の問題が焦点となってきた。情報セキュリティ対策の有効性を評価する統一的な基準の必要性が増してきている。

一方、国際取引が増える将来を見すえ、国際的にも整合性のとれたセキュリティ監査制度が必要となってきた。

#### 2. 当監査基準の対象

セキュリティ監査基準では、監査対象を情報資産とする。情報資産とは、情報システム、データ、要員などを含む範囲の広いものである。この点は、システム監査の対象が、情報システムであ

ることと対比できる大きな特徴である。

セキュリティ監査は、情報資産に対する情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)を監査する。そのような監査を実施する場合の基準として、監査基準とは別にセキュリティ管理基準を策定した。

#### 3. 監査基準と管理基準

情報セキュリティ管理基準は、情報セキュリティ監査を行うときの「判断の尺度」となる基準、つまり監査においてどのような点を評価するかの目安であり、情報セキュリティ監査基準は、監査を行う主体の行為規範となる基準である。

#### 4. 助言型監査と保証型監査

監査の目的で分類すれば、保証型監査と助言型監査の2つになる。

保証型は、組織体が自らのセキュリティ対策について「お墨付き」を得ることを目的としておこなう監査である。この場合、保証といっても「事故が起きない」という絶対的な保証ではなく、一定の基準にそった範囲における保証であることはいうまでも無い。

一方助言型は、現状と基準とのギャップを指摘し改善の方向性を示すものである。主に外部の第三者の立場に立つての監査である。

従来のシステム監査はほとんどが助言型監査であったが、今後情報処理のアウトソーシングがすすむにつれ保証型の監査が要求されるようになるであろう。

その場合、まず助言型によって組織体のセキュリティレベルを上げていき、ある段階にまで来た時に保証型監査を行なうことになるであろう。

保証型監査報告書のひな形を提示して、内容

の説明があった。

## 5. 監査基準の構成

セキュリティ監査基準は、一般基準、実施基準、報告基準の三つから構成される。一般基準は、監査の目的、監査人としての適格性、業務上の遵守事項などを規定する。実施基準は、監査計画立案、監査手続きの適用方法、監査体制など実施上の枠組みを規定する。報告基準は、報告書の記載方式や留意事項とフォローアップなどについて規定している。

## 6. 情報セキュリティ監査企業台帳の設置

どこへセキュリティ監査を依頼したらよいかという質問に答えるため、企業台帳を作成しその便宜を図る。

## 7. 情報セキュリティ監査基準とシステム監査

システム監査基準も、同じく一般基準、実施基準、報告基準の三基準から成るが、こちらの実施基準は、行動規範というより、監査を行なうときの判断基準であり、少し意味合いが違う。

今回の取りまとめに至った経緯の中で、特にシステム監査との関係をどうするか、意見をまとめる苦労をお話された。新しく策定されたセキュリティ基準の方がすっきりした体系であり、そのままシステム監査にも使用できる。

## 8. 質疑応答

- (1) 他のセキュリティ関連基準について  
 (質問) 関連する基準とその使い方  
 (回答) システム監査には、このセキュリティ監査基準だけでなく、不正アクセスガイドラインなど他のいろいろな基準を合わせて使用することで、充実したシステム監査を行なうことができる。
- (2) システム監査基準との関連  
 (質問) セキュリティ監査基準とシステム監査基準と重複する部分が出てくる。システム監査の存立基盤が狭くならないか、懸念している。そうならない様にシステム監査人協会としてもっと頑張ってください。  
 (回答) 両者をどのように、使い分けていくのか、これからの問題である。システム監査基準も制定以来かなり時間が経つので、この機会におそらく改定されるのではないだろうか。そうすると、セキュリティ監査とシステム監査との切り分けがもっと明確になってくるものと思う。

## 月例研究会における情報セキュリティ監査基準制定経緯に関する発言の訂正とお詫び

前セキュリティ・技法研究会担当理事  
藤野明夫

3月18日の月例研究会において、発表者である和貝副会長への「システム監査基準が存在するのに別途情報セキュリティ監査基準を制定するのはおかしい」との会員からの質問に対して、以下の誤った説明をしてしまったことをお詫びし、ここに訂正いたします。

「国内規格制定については、WTOのTBT協定(注)に配慮しなければならない。システム監査基準は日本独自の規格である。これにより、企業および政府機関を規制するのは、TBT協定に反する可能性があるのも、国際指針であるISO17799に準拠した情報セキュリティ監査基準を制定する必要があった旨、官側が発言されたのを会員某氏経由で聞いた。」と申し上げましたが、官側がそのような発言をしたことはなく、単に、某氏から「国内規格といえども、規格あるいは基準制定に関してはTBTに配慮しなければならない」という一般論を伺ったのみであります。本基準制定にあたりそのような経緯があったということは、全く私の勘違いでありました。勘違いした原因は、セキュリティ・技法研究会で情報セキュリティ監査基準の議論をしている際に、某氏の上記発言があったため、私が勝手に早とちりしたためであります。

関係各位にご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

- (注) TBT: TBT(Technical Barriers to Trade)協定とは、GATTスタンダードコードを1995年1月にWTO協定に包含したものであり、WTO加盟国全部に適用される。工業製品等の各国の規格及び規格・基準認証制度が不必要な貿易障害とならないよう、国際規格を基礎とした国内規格策定の原則を規定している。

### 「情報セキュリティ基準」を対象にした研究活動について

情報セキュリティ監査研究会

No.148 木村 裕一

今年度の活動として、表記部会が設置され、[セキュリティ技法研究会]メンバが中心に

取り組むこととなった。4月15日に第1回の部会を協会事務局にて開催し、活動テーマ等の検討を行った。

以下その結論にそって活動計画を紹介する。

## 1. 活動テーマ

### 1. 1テーマ

テーマを「情報セキュリティ監査実践ワークシートの作成」とする。

この度経済産業省が情報セキュリティ監査研究会の報告として発表した、「情報セキュリティ監査基準」を材料に、情報セキュリティ監査の実践において利用できるワークシート(XMLで提供)の作成と活用を課題とする。

### 1. 2内容

ワークシートは、具体的には監査対象・目的に応じて「情報セキュリティ管理基準」の項目を取捨選択できるようにツールとして準備する。情報セキュリティ監査の対象範囲は広いが、限られたメンバで進めることから、ある程度分野と範囲を絞ってワークシートを作成することになる。「組織体においては、本管理基準を基礎として、リスクアセスメントの結果等に基づき、独自に必要とする項目を追加、あるいは削除して活用することができる」(経済産業省情報セキュリティ研究会資料より引用)とあるので、情報セキュリティ管理項目のXMLタグに属性を付与して、監査実施時に、この属性により必要項目をピックアップできるようにする方法が考えられる。このタグの付与方法が、ひとつの検討課題になる。

また、「情報セキュリティ監査基準」に基づき監査を進めるに当たっての計画立案—目的設定、対象の選定、監査体制の整備等、監査実施—監査証跡の入手、評価、調書の作成、等々について「システム監査基準」との対比も考えられて検討する必要がある。

ツールについては、メンバの木村陽一氏(CSKネットワークシステムズ(株))から、この考えに基づくツールの雛形を提供してもらえるので、これをベースに進める考えである。

ここではこの研究を通してワークシートを実際に使って結果を評価し、仕組みに反映し、使い方に反映させる場を作ることも狙いとした。

### 1. 3参考

- (1) 情報セキュリティ管理基準：情報セキュリティ管理基準 前文 から引用  
本管理基準と姉妹綱をなす情報セキュリティ監査基準に従って監査を行う場合、原則として、監査人が監査上の判断の尺

度として用いるべき基準となる。また、本管理基準は、ISMS適合性評価制度において用いられる適合性評価の尺度と整合するよう配慮している。

- (2) 情報セキュリティ監査基準：情報セキュリティ監査基準 前文 から引用  
情報セキュリティ監査業務の品質を確保し、有効かつ効率的に監査を実施することを目的とした監査人の行為規範である。本監査基準は、監査人としての的確性及び監査業務上の遵守事項を規定する「一般基準」、監査計画の立案及び監査手続きの適用方法を中心に監査実施上の枠組みを規定する「実施基準」、監査報告に係る留意事項と監査報告書の記載方法を規定する「報告基準」からなっている。

## 2. テーマ決定の経緯

検討段階においては、上記テーマのほか、情報セキュリティ監査基準に関連して下記のテーマが挙がった。この中から上記を選択したものである。

- ① 監査実践ワークシートの作成
- ② 自治体の住基ネット運用における必須監査項目の洗い出し
- ③ 自治体向けセキュリティポリシー雛形作成
- ④ 助言的監査のパターン作り
- ⑤ 部分保障的監査のパターン作り
- ⑥ 自治体におけるCSOの役割の検討

なお他のテーマについては次のとおり。

- (1) 自治体向けの検討案件(2件)については、メンバとして自治体業務についての経験が不足すること、また情報が不足、応用面については不明であることから、見送りとした。
- (2) 助言的監査のパターン、および部分保障的監査のパターン  
これは、今回の研究の次のレベルである。

## 3. 研究過程と成果へのアプローチ

実践ワークシートの作成は、情報セキュリティ管理項目のナレッジベース化を図るものである。その企画案は次のとおりである。

<情報セキュリティ管理項目のナレッジベース化企画案>

### 1. 背景

情報管理セキュリティ管理項目は、レファレンスモデルとしての位置づけである。すなわち、適用にあたっては、これを参照元として、各組織体へのカスタマイズ化が必要である。

そのためには、他の各種規格との対応(JIS X5080、ISMS、ISO15408など)が必要であり、かつ、組織体の規程集との対応などが必要となる。

また、各管理項目について、監査人としての経験を積み上げていくことが必要となる。

## 2. 必要となるもの

以上の要求を満たすために、管理項目の電子化(文書に関するデータベース)とそれの事例等を蓄積、検索できる、所謂、ナレッジベースを構築する必要がある。

## 3. 企画

上記の目的のために、情報管理セキュリティ管理項目のXMLによるタグ、属性付けによる電子的管理を行う。

## 4. 開発工程

(1) 情報管理セキュリティ管理項目の電子化：エクセル化、並びに、XMLによるウェブ閲覧

(2) 属性付け

① 管理項目についてグレードをつける。

最低限必要なもの(Minimum, Must)

あるのが望ましいもの(Better)

あって欲しいもの(Best)など

② また、業種にあっては変化するもの(流通業、物流業、製造業、サービス業、金融業など)

(3) 各人の経験に基づくエピソード収集

(4) 上記の属性、エピソードの蓄積とそれの検索システム構築

## 新任監事のご挨拶

### No. 162 藤野 正純

監事に選任されました藤野正純と申します。協会の場で言いたいことを言っていたツケがここで回ってきたのかなと軽い気持ちでお受けしたところ、定款を読んでみて愕然としてしまいました。

「4. 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務執行の状況を監査すること

(2) この法人の財産の状況を監査すること」

公認会計士ですので会計監査は何のことはな

いのですが、業務監査もしなければならないのですね。NPOの監事が業務監査をするのは当たり前なのに、油断していました。

その上、監事になったとたん流れてきた理事会のMLに、新任の監事には意味の分からない非難中傷まがいのものが乱れ飛んでいて唖然とさせられました。

その中で、会長代行は定款違反だとか、理事会の招集手続が懈怠されているとかという非難があって、あわててしまいました。定款違反があった場合に、監事は適切に対処しなければならぬからです。

結果から言うと、理事会運営規定が別にある定款違反は無いことが判明し、私も監事としてアクションを起こさずに済みました。

ただし、3月の理事会については、新任の理事に対して通知がもれていたこと、緊急動議の決議が結果として地方在住理事の発言権等を奪うことについて、新任の馬場理事から指摘された問題点が残りました。しかし、それも、4月の理事会で再度協議して決議し直すことになり、何とかクリアされました。

多難な幕開けです。理事の方には、自己の利益のためではなく、会員の繁栄のために活動されるようお願いいたします。MLでは官僚的な発言も見られます。ささやかな組織なので、もっとフランクに発言し、ミスや誤解をした後では、「ゴメンネ」と素直に謝り、又それを許せる雰囲気にしてほしいですね。私も監事として微力を尽くすつもりです。どうかよろしく願いいたします。

## 退任ご挨拶

### No. 299 安本 哲之助 (前副会長 近畿支部長)

会員みなさまには永年にわたりいろいろとお世話になりました。それぞれご担当の分野の専門知識をご指導くださり、深い感謝の思いでいっぱいです。

いま、私は「鳥取環境大学の情報システム学科」でシステム監査や情報セキュリティを中心とした授業を担当していますが、一方、研究フィールド活動として非常勤で情報システム監査株式会社でシステム監査人としての技能と研究を深めております。

今日、IT投資は次世代に飛躍のための追加投資や設備の更新投資が求められています。また、これから緊急重要であるのは電子自治体の

整備と学校教育のIT化の推進であるといわれています。特にシステム監査人として留意しなければならないのは情報システムが社会的システムまで成長し、その混乱は社会生活に大きな影響を与えるようになったことです。

加えて、官公庁、大手企業の調達手法は電子調達に変わり始めました。このため、これらに参入する企業は中小企業であってもIT化が必須のものとなり、中小企業もITへの投資をためらっておれない状況となりました。

このような環境下で、経営トップや自治体の長から自組織の情報システムについて一度専門家に診てもらえとの指示がでるのを耳にするようになりました。

新しい試みとして大型システムの開発案件で開発の品質と進捗管理に資すべく企画・開発段階におけるシステム監査の実施がセットで発注される事例に参画することができました。私が関与した「大阪府電子調達システムの開発案件」では信頼性・安全性・運用要件の妥当性を第三者の観点から点検・評価し、府民および業者に対する透明性を確保するために、システム監査が導入されました。つまり、開発される情報システムが発注仕様のとおり仕上がりに、性能、品質を備えていることを自ら検証することは要員のにもスキルのにも厳しい状況にあるため、これらの機能をシステム監査により補完しようとするねらいであります。大型工事の発注に際し、工事監理の機能を別の事業者には任せると同様の理念からでた画期的な試みといえます。

このような時代を背景とし、システム監査はIT社会で情報システムの診断をするドクター機能がより多くともめられています。そのニーズに応えうるシステム監査人の供給が当協会に強く求められています。皆様がたのご活躍を祈念いたします。

### 理事退任にあたって

No. 706 日本アイ・ビー・エム  
原田 奈美

4年にわたり、日本システム監査人協会の理事を務めてまいりました。昨今、会社の業務が多忙になり、理事としての務めを果たすことが困難になりましたので、辞任することにいたしました。2期4年で交代と思っておりましたが、NPOになったためあと1年任期が残っているとので、大変に申し訳なく思います。ま

た、在任中多くのかたにご支援、ご協力をいただきました。ありがとうございました。

この4年間の理事活動は、大変でしたが学ぶことが多く、とても充実したものでした。主に会報発行を担当し、99年6月発行の第53号から第71号までの企画・編集に参画しました。その間、沢山の失敗をしました。また一方で、見知らぬ会員のかたから、「会報読んでいますよ」という嬉しいお言葉をいただいたこともあります。今号まで会報の発行に尽力いただいた多くの理事に感謝したいと思います。

任期中には、NPOへの転換、公認制度の発足等、協会の歴史的なイベントがありました。このような重要な時期に、会の運営に携わり、多くの社外のかたがたとの意見交換等ができたことを嬉しく思います。また、私は、SAAJ女性理事代表としてITコーディネータの素案作りを依頼され、こちらでも多くのことを学ぶ機会を得ました。

今後、システム監査の重要性はますます高くなり、協会の果たすべき役割も一層注目されることになると思います。これから一会員として、協会の活動に積極的に参画していくつもりです。今後ともよろしく願いいたします。

### 平成15年度第3回理事会議事録 日本システム監査人協会

平成15年3月13日(木)18:30~21:00

於：三井物産(株)会議室

出席者:

小野、橋和、富山、蓮見、和貝、岩崎、  
打矢、金子、鈴木(信)、竹下、沼野、  
本田、水野、山口(忠)、芳仲

#### 1. 報告事項

##### (1) 第2期本部理事分担表の確認

- ・以下の役割について主担当と担当を決めた。  
理事担当(総務、会計、会報、研究会、法人、資料、渉外、広報、メーリングリスト、事務局)事業(認定委員会、教育研修委員会)研究会(事例、情報セキュリティ監査、システム監査基準)プロジェクト(組織)
- ・正式確定は次回理事会、事務局より分担表が提示される。

##### (2) 「情報セキュリティ監査研究会報告中間取りまとめ」へのパブコメ

- ・協会名で提出する予定であったが、副会長が当研究会の委員であったため、橘和氏個人名に変更し提出した。

### (3) 日本QA協会教育委員会講演会へ講師派遣の依頼

- ・日本QA協会教育委員会より9月3日の講演会について講師の派遣依頼を受けた。
- ・テーマはシステム監査で、拘束時間は4時間(講演1:30、パネルディスカッション1:05)

### (4) 北信越支部設立

- ・現在進行中で、6月頃の理事会に申請書を提出できる予定。
- ・設立にあたって、北海道の時と同じように設立記念総会を行う予定。

### (5) 法人会員

- ・北海道の(株)ソフトコムが新規加入した。
- ・法人会員数は24社となった。

### (6) メーリングリスト利用規約(案)

- ・メーリング担当理事よりメーリングリスト利用規約(案)が提出された。
- ・今後、この案を元に検討を進める。

### (7) ホームページ掲載手続(案)

- ・ホームページ担当理事よりホームページ掲載手続(案)が提出された。
- ・暫定的にこの案に従った運用を行う。

### (8) 公認システム監査人の名簿公開

- ・公認システム監査人の公開用名簿を作成中。
- ・申請書で非公開希望とされていなかった監査人の名前、活動都道府県、本人所有のホームページを記載予定。
- ・非公開希望者についてはトータル人数のみを表示する予定。

### (9) 月例研究会

- ・第95回月例意研究会を3月18日に行う。
- ・テーマは「情報セキュリティ監査基準とシステム監査」
- ・現在約130人の応募が来ている。

以上

議長(会長代行) 橘和 尚道  
議事録署名人 和貝 享介  
山口 忠男

## 平成15年度第4回理事会議事録 日本システム監査人協会

平成15年4月10日(木)18:30~21:20

於：三井物産(株)会議室

出席者:

宮川、荒川、小野、橘和、富山、蓮見、和貝、岩崎、打矢、片寄、勝田、金子、木村、桜井、鈴木(信)、竹下、力、沼野、本田、松枝、山口(忠)、山口(芳)、吉田、芳竹

### 1. 報告事項

#### (1) 会長、副会長の互選

会長 宮川公男

副会長 石島隆、小野修一、橘和尚道、鈴木実、蓮見節夫、和貝享介

副会長兼事務局長 富山伸夫

>上記案は、承認された。

#### (2) (株)アークの「ISMS研修」に対する後援の取り消し

- ・(株)アークは他社に先駆けてISMSに関する教育機関となっていたことから、協会では、(株)アークのこの研修についての後援名義の使用を許諾してきた。

- ・現在では、ISMSの教育機関が増えたことから、協会として一社のみを後援する意義もなくなっているため、(株)アークの「ISMS研修」に対する後援名義の使用許諾を取り消すこととしたい。

>上記案は、承認された。

#### (3) H15年度公認システム監査人認定「募集要項」日程

- ・H15.2.6「公認システム監査人認定制度細目」により、次の日程案が提示された

・公 示：5月中旬

・募集期間：7月1日から9月30日

・認定期間：9月1日から11月30日

>上記は、承認された。

#### (4) 会報へ掲載するレポート

- ・内容は実務に密着した実践報告書、研究論文を紹介すること。

・50ページくらいの会報を想定している。(現在は約40ページ)

・採用可否は編集委員会で判断する。

・今後、編集委員会が判定基準を検討して、

定める予定である。

>下記の事項を整理して再検討とする。

- ・論文掲載の謝礼金をどうするか。
- ・会報のデータ配信(PDF化)と合わせてスト等を検討する。

#### (5) 会報の一般へ実費配布

- ・案としては、1部1000円として、年間定期購読の場合は6回分5000円とする。

>下記の事項を整理して再検討とする。

- ・現在の会報内容はすべてを一般に公開して問題ないか。
- ・会報のデータ配信と同時に進めてほしい。
- ・メール登録されていない約2割の会員への対応。

#### (6) 一般向けのセミナーの実施

- ・システム監査の啓蒙・普及のための活動としての位置付けでの実施する。
- ・セミナーの準備及び講師を公認システム監査人をお願いする。
- ・システム監査、セキュリティ監査、SAAJの宣伝を織り込む。
- ・推進するためのプロジェクトのような体制を作るための検討を進めても良いか。

>法人部会、教育研修委員などとも調整して、受講者ターゲットおよび開催地などについて、再検討をする。

#### (7) 公認システム監査人(補)のみのメーリングリストの提案

- ・目的は、ビジネスチャンスを作り出すための情報交換である。

>協会の主催としてはやらない。公認システム監査人のどなたかが自らメーリングリストを行うのであれば、情報提供等の協力を行う。こととした。

#### (8) 非会員の公認システム監査人に対する協会への勧誘活動

- ・非会員の公認システム監査人(補)に協会勧誘の手紙を出す。

>非会員の公認システム監査人の人数を確認の上、組織部会が実施することとし、承認された。

#### (9) 理事会運営規定の改定

- ①「第5条 定款第34条第2項に定める書面は、理事会向けメーリングリスト上で代行することができる。」に、次の2

および3項を付加する。

- ・「2.メーリングリストで代行する場合、開催の日の少なくとも7日前までにアップしなくてはならない。

3.議題をメーリングリストにアップする場合、提案趣旨も含めること。」

>2項および3項の追加については、下記の理由で否決された。

- ・これは会長が理事会を招集するときの書面のことを言っているので、定款34条3項のままでもよい。なお審議事項をこれに追加する場合は相当の期間をおいて事務局に内容を提示する必要がある。

②第5条に関する誤字の修正

- ・「第5条 定款第34条第3項に定める書面は、理事会向けメーリングリスト上で代行することができる。」

>上記は、承認された。

## 2. 報告事項

### (1) (株)アークとの研修委託契約の解約

- ・1月理事会で決定した「協会の役員(理事、幹事、顧問等)は、講習実施機関など協会活動に関連する関係業者の代表(経営者など)を兼ねることはできない。」に従い、(株)アークとの業務処理委任契約の解約通知を、去る3月28日に事務局より発送した。

### (2) SAAJホームページ変更に関する中間報告

- ・新ホームページのトップページに関する案が提示された。
- ・変更のポイントは、階層を浅くして、トップページから直接ジャンプできるように工夫されている。
- ・新ホームページはプロバイダーを使用する。(予算について了承済み)

以上

議長 橋和 尚道  
議事録署名人 和貝 享介  
山口 忠男

NPO日本システム監査人協会 第2期(平成15年度)本部理事分担表

2003.3.13 理事会

			理事担当										事業		研究会		アロ'エ外		
			総務	会計	会報	研究会	法人	支部	資材	渉外	広報	メイリングリスト	ホームページ	事務局	認定委員会	教育研修委員	事例	セキュリティ監査	システム監査基準
2002	会 長	宮川 公男																	
1990	副 会 長	石島 隆											○						
1995	副 会 長	小野 修一				◎						○	○						
1992	副 会 長	橋和 尚道				○						○	●				○	○	
1994	副 会 長	鈴木 実				○						○	●						
1994	副 会 長	蓮見 節夫		◎	○						○		○	○					◎
1995	副 会 長	和貝 享介	◎			○							○				○		◎
1996	副会長 兼事務局長	富山 伸夫			○							◎	○	○					
1990	理 事	荒川 幸式				○	○				○	○							
1995	理 事	一村 義夫				○							○						
1998	理 事	岩崎 昭一									◎	○	○	○		○	○		
2000	理 事	打矢 隆司											○	○	○				
1998	理 事	片寄早百合		○									○						○
1996	理 事	勝田 敦彦				◎							○	◎		○	○		
2002	理 事	金子 長男										○	○	○		○			
1992	理 事	木村 裕一				○								○			◎		
2003	理 事	桜井 由美子				○						◎		○		○			
2000	理 事	指田 朝久				○								○		○			
2002	理 事	鈴木 信夫										◎		○	◎				
2003	理 事	竹下 和孝				◎	○							○		○			
2002	理 事	力 利則				○								○		○			○
2003	理 事	沼野 伸生				○								○	○	○			○
2003	理 事	本田 実				○								○		○			◎
1996	理 事	松枝 憲司					○							○	○	○			
1999	理 事	水野 英治				○		○						○	○		○		
2001	理 事	山口 忠男	○				○					◎							
2002	理 事	山口 芳彌					○							○	○				
1998	理 事	吉田 裕孝				○								○	◎	◎			
2001	理 事	芳仲 宏				○								○			○	○	

※ゴシック文字は新任

認定委員会の部会

面接部会 主査鈴木信夫

審査部会 (鈴木)

継続教育部会 (橋和)



平成15年度第5回理事会議事録  
日本システム監査人協会

平成15年5月6日(火)18:30~20:30

於：三井物産(株)会議室

出席者:

宮川、小野、橘和、鈴木(実)、富山、  
蓮見、和貝、打矢、片寄、勝田、  
金子、桜井、鈴木(信)、竹下、力、  
沼野、本田、松枝、水野、山口(忠)、  
山口(芳)、芳仲、三谷

## 1. 審議事項

### (1) 情報セキュリティ監査協会への当協会の参加について

本年4月より、経済産業省から告示・開始された「情報セキュリティ監査制度」に関連して、「情報セキュリティ監査協会」の発足が検討されている。

当協会は、「情報セキュリティ監査制度」において、監査主体の中心的存在としての公認システム監査人および情報システム監査技術者等からなる団体として、その趣旨に賛同し、主要な後援・協賛団体等として参加することと致したい。

- ・ 現在発起人の募集中で、最終的には100社くらいになるのではないかと。
- ・ SAAJはISACA、学会などと同様に、後援団体または協賛団体(入会金は不要)となる予定。

>当協会が情報セキュリティ監査協会の後援を行うことが承認された。

### (2) 新しい顧問

3月に副会長を退任された安本氏に顧問をお願いしたい。

>上記は承認された。

## 2. 報告事項

### (1) 継続教育部会

- ・ 継続教育の審査・管理を担当する「継続教育部会」が認定委員会内にすでに設定されているが、次回の認定委員会に「継続教育の認定要件」具体的な案を出す予定。

### (2) 実践セミナー

- ・ 第1回実践セミナーを5月23、24日の1泊

2日で大垣市で行う。

- ・ 定員一杯の20名が集まった。
- ・ 東京から講師を6名派遣する。
- ・ 9月末には九州で1泊2日の実践セミナーを予定(大垣の教材を使用)

### (3) 実務セミナー

- ・ 8月に千葉で4日間コースの実務セミナーを実施予定。
- ・ これまで定員以上の応募があったことから、今回は定員をこれまでの2倍の40名とする。

### (4) 普及サービス

- ・ 現在、九州支部で検討中。
- ・ 事例企業は九州の会員が勤める企業(生協関係)。

### (5) ホームページ

- ・ 新ホームページの準備中。
- ・ 後1ヶ月くらいで公開できる予定。

### (6) NPO法関連

- ・ 都庁に対して、1年間の業務活動を報告するための書類を持っていった。
- ・ 都庁への役員変更の届け出も完了した。
- ・ 法務局への登記変更届(役員変更)はこれから。

### (7) 教育委員会

- ・ 認定機関である「情報システム監査株式会社」の3月実施分の特別認定講習について確認を行った。

### (8) 月例研究会

- ・ 4月14日に上半期の企画会議を行った。
- ・ 5月27日に開催予定の第96回月例研究会では、経済産業省の村上課長補佐が「商品トレーサビリティの向上に関する取組状況」についての発表を行う。
- ・ 会場はワーカースサポートセンター(労働スクエア東京)

### (9) 月例研究会の案内

- ・ 事務局から月例研究会の案内メールを送送することを確認した。
- ・ 会報担当は、月例研究会の報告記事を会報へ掲載すると同時にHPにもアップするようにする。

## (10) 講師謝礼の改定

- ・理事が当協会のセミナー等の講師を行った場合に無償としていたが、謝礼を支払いたいと考えている。
- ・詳細については次回の理事会で計る予定。

## (11) 退任役員の慰労会兼新任役員の歓迎会

- ・対象者は7名。
- ・日時は6月25日(水)の予定。(詳細については別途連絡予定)

## 3. その他

## (1) 第3回議事録の訂正

- ・「日本QA協会教育委員会講演会へ講師派遣の依頼」の件について、「日本QA協会」は誤記であり、「日本QA研究会」が正しい。

## (2) 6月の理事会の開催予定日の変更

- ・第2水曜日の6月11日に変更する。
- ・なお、6月理事会で、7月以降の開催予定日について検討する。

以上

議長	橘和	尚道
議事録署名人	和貝	享介
	山口	忠男

## 支部だより

## 北海道支部だより

No.893 渡部 洋子

北海道にもやっと春が来ました。ゴールデンウィークも終わって5月、桜が咲いてます。こちら(札幌だけ?)には花見でジンギスカンという習慣がありまして、桜の下で人々がコンロを持ち込んでジンギスカンをしている風景を見ることができます。私もこれを初めて見たときにはギョッとしましたが、慣れると春の風物詩です。ホントです、冗談じゃないんですってば。

枕が長いのは、あまり報告事項がないからでして、決算時期皆さん忙しかったから、などと言いつをちょっと。ただし、勉強会だけは毎月やっています。これは研究会担当の小野さんのパワーのおかげです。

## (1) 2月の勉強会(ビデオ)

2月14日(バレンタインデー)に、CSA記念講演会のビデオ上映およびディスカッションの勉強会を実施しました。全員でビデオを見て内容に関してディスカッションしました。会場は北海道立市民活動促進センター、参加者は会員7名、非会員4名の11名でした。

## (2) 3月の研究会

3月28日は研究会、テーマは「システム開発に係わる情報保護」で岡田さんを講師に、システム開発の場面における情報保護の実践方法の話で盛り上がりました。メンバーに開発系の方が多いため、身近なテーマとして具体的な話ことができました。会場は北海道立市民活動促進センター、参加者は会員6名、非会員2名の8名でした。

## (3) 4月の勉強会(ビデオ)

4月23日に、「サイバー犯罪条約とその国内法化の問題点」(第87回研究会)のビデオ上映およびディスカッション勉強会を実施しました。全員でビデオを見て内容に関してディスカッションしました。小野さんが資料を作ってきてくださったので、焦点を絞った議論ができました。会場は北海道立市民活動促進センター、参

加者は会員5名、非会員2名の7名でした。ちょっと寂しかったのですが、この後は久しぶりの懇親会で盛り上がりました。

こんな感じでビデオ上映と研修会を各月で実施する計画です。毎回非会員の参加もあり、会員も頑張らないと負けそうな勢いです。地元企業のソフトコムさんが法人会員として参加され、勉強会の参加メンバーも幅が出てきました。2年目の今年は毎月の会合を軌道に乗せ、パワーを蓄えていきたいと思っています。

### 中部支部だより イベント参加者募集

#### No. 339 山崎 拓

Y広報委員長：中部支部では、年々イベントが盛んになりますが、今年について、中部支部幹部の方に語っていただきましょう。

Y支部長：中部支部では、奇数月の第三土曜日に例会を開催しています。時間は、14:00から17:00で、その後懇親会です。場所は、毎回変更していきまして、3月名古屋、5月大垣、7月名古屋、9月浜松、11月合宿(未定)です。

O副支部長：例会以外では、岐阜県のマルチメディア&VRメッセに協賛したセミナーを行って、かれこれ6年目になります。昨年は、公認システム監査人制度創設記念ということで、300名以上の集客で、好評でした。今年は、11月12日、13日に実施の予定です。ぜひとも盛大にやりたいところですが、予算があまりなくて、どうしたらよいか。思案しています。

Y広報委員長：システム監査実践セミナーも行うとか？

O副支部長：本部のほうで、5月24日、25日に開催します。既に定員となりました。中部支部からも数名参加します。

T顧問：中部地域では、有料のセミナーの参加はかなり厳しいものがあるので、定員に達するかと思っていましたが、よかったです。

Y広報委員長：そうそう、北陸支部ができましたね。

B監査：正確には、北信越支部になるようで

す。北信越支部の話は、昨年の合宿時に、議論されまして、今回の運びとなっています。M北陸準備委員長：着々と準備が進んでいまして、設立記念講演会を6月28日に実施の予定です。

S顧問：毎年6月に富山で特別例会を行っていましたが、ついに結実という感じですね。中部支部の初期を思い出します。

Y広報委員長：ところで、今年の合宿はどうなる予定ですか？

T合宿委員長：日時は、11月29、30日に決定。場所は未定ですが、例年に負けないものと考えています。ぜひとも参加を。昨年は、アナリスト協会中部支部と合同だったのですが、今年もそうなるかな。

Y広報委員長：こんなにイベントだらけだと会計大変でしょう。

S会計：大変です。でも、いろいろ考えてくれる人いるから、。

H顧問：えっ、誰のことですか？

Y広報委員長：いつもにぎやかな中部支部でした。

### 中部支部だより その2—地震への備え

#### No. 962 山崎 敏夫

最近、世界各地で地震が多いようですが、地震対策は大丈夫ですか？東海地方といえば地震が明日にも発生すると言われていた地方です。今回は、中部支部より地震の解説をします。

まず、クイズです。

Q1: 世界中で発生するM6.0以上の地震の何%が日本で発生している？

Q2: M6.0以上の地震の割合について、日本は世界中の日本以外と比べ何倍高い？

Q3: 予想されている地震をいくつ知っていますか？

Q4: 東海地震の想定は、阪神淡路大震災の何倍？

<答え>

A1. 1994から1998年の5年間の発生数は世界では454回、日本では95回ということで20%です。

A2. 回数比に面積比日本：世界=1：400を考慮すると100倍です。

A3. 「東海地震」(震源地は駿河湾)は有名ですが、他に「東南海地震」(遠州灘から紀伊半島沖が震源地)「南海地震」(紀伊半島から四国沖が震源地)の3つなどもあります。

A4. 東海地震の規模はマグニチュード8クラスの巨大地震で、阪神淡路大震災は、7.3でした。マグニチュードは指数なので約10倍の規模となります。静岡県下は、ほとんど全域震度6以上の激しい地震動に襲われるものとみられています。

地震のことなら

- ・ 国の中央防災会議ホームページ
  - ・ 静岡県の防災局ホームページ
- が参考になります。

さて、地震対策についてもセキュリティ対策と基本的には同じですが、地震ということで、システムだけでなく会社としての防災対策が必要になります。災害発生時の事業継続性をどの程度、範囲で保障するか、合理的な対策方法と実施計画の立案を目指して対策を検討する必要があります。予防対策、緊急措置、復旧対策の3つが必要になります。

さて、IT対策で困った問題がひとつ浮上、数社に聞いたところマシン室の免震床の工事を進めているうちにマシン室のケーブル問題が発覚しました。床下のスパゲッティ状態のケーブルは下手にさわれないし、誰か、安全にきれいにしてくれませんかという声が多くありました。これを事業に誰か、起業しませんか。

地震対策の参考書としては

「東海地震に備える

企業の地震防災対策」

近代消防社刊 定価2,500円

内容は、企業の対策事例集です。

## 近畿支部だより

### No. 47 石島 隆

今回は、近畿支部でのシステム監査セミナーへの取り組み状況についてご報告します。

#### 1. システム監査実践セミナー(1泊2日コース)

(継続分)

このセミナーは、「システム監査普及サービス(旧称:模擬システム監査)」で実際に近畿支部が実施した監査の内容に基づいて、ロールプレイング方式で実施しています。

「システム監査実践マニュアル」の手順にほぼ沿った形で、監査計画策定、監査実施、監査報告書作成、監査報告会の一連の流れを受講者に実体験していただくことを目的としています。

セミナーは11月に開催を予定しており、6月より月1~2回のメンバーミーティングを行って準備を進めていく予定です。

#### 2. システム監査1日セミナー(仮称) (新規企画)

このセミナーは、「What is the “システム監査”?」をテーマとした1日コースで、受講者のターゲットとしては、①企業内でシステム監査を担当することになった方、②システム監査を受けることになった方、③システム監査ニーズの高まりが期待される地方自治体職員、④監査業務に関わる方、⑤受験対策等を想定しています。

セミナーは9月の開催を目標としており、6月より月1~2回のメンバーミーティングを行って準備を進めていく予定です。9月の結果をみて、追加開催も検討したいと考えています。

#### 3. システム監査実務セミナー(4日コース) (新規企画)

東京で開催された4日コースを近畿へ移植する計画です。可能な限り東京開催分と同一教材、カリキュラムの採用したいと考えています。

セミナーは2004年1~2月頃の開催を目標としており、8月から9月にかけて行われる東京での4日コースにメンバーが参加した後、月1~2回のメンバーミーティングを行って準備を進めていく予定です。

#### 4. 「システム監査普及サービス」の実践 (継続分)

最近、「システム監査普及サービス」の実践例がないので、依頼企業を探している状況です。依頼企業が具体化した時点で、支部の会員に案内し、参画者を募集する予定です。

以上の内容は、近畿支部のシステム監査セミ

ナーのプロジェクトリーダーである土出克夫氏にとりまとめたいただいた資料に基づきました。記して謝意を表します。

### 中国支部だより

#### No. 401 大谷 完次

広島地区での月例研究会は、今年度3回実施し漸く定着してきました。内容は、本部で実施した月例研究会等のビデオ、資料を基に意見交換を行う形態が主でしたが、今年は会員による講演の形態でも実施しました。今後は外部団体との協賛等による意見交換を実施したいと思っています。

情報セキュリティ監査制度の発足に伴い、県の担当政策課から監査についての現況をヒヤリングしたところ、監査以前のセキュリティポリシーの策定もできていない自治体が多い事が判明し、今後自治体への普及活動が必要であると実感しました。

### 九州支部だより

#### ISMS認証基準Ver2.0の 使用用語についての疑問

#### No. 307 行武 郁博

ISMS認証基準Ver2.0(以下Ver2.0)で使用されている用語のうち明確な定義がなされないまま使用されている情報資産、内部監査及びシステム監査についての疑問である。

まず情報資産。情報資産は、情報、データのみ資産を指すのか、情報関連の資産を含むのかの問題である。Ver2.0が策定の基としているJISX5080:2002に情報資産に関する記述がある。これによると、資産を情報資産、ソフトウェア資産、物理的資産、サービスに分類し、情報資産の例として「データベース及びデータファイル、システムに関する文書、ユーザマニュアル、訓練資料、操作又は支援手順、継続計画、代替手段の手配、記録保管された情報」を挙げている。情報資産は、情報システム等を含まない

情報やデータのみ資産を意味していることが明確であると思う。

Ver2.0では「情報資産の分類及び管理」とされていた項がVer2.0では、「資産の分類及び管理」と修正されている。これは、JISX5080:2002に沿った修正であろうと思われる。

ところが、「第1適用範囲 1 一般」の項で、「ISMSは、情報資産を保護するため、十分でバランスの取れた適切な情報セキュリティ管理策を確保し…」といった記述があるが、この場合の情報資産は情報システム等を含む意味ではないかという疑問が生じる。また、ISMSガイド(Ver1.0)では用語の説明として情報資産は情報と情報システム、並びにそれらが正当に保護され使用され機能するために必要な要件の総称(P70)とされている。これは、制度の基となったJISX5080:2002の情報資産の記述とは明らかに異なっている。Ver2.0においては、情報資産につき、JISX5080:2002の記述に沿った明確な定義が望まれる。

次は、「内部監査」である。Ver1.0では記載されていない項目である。ISMSガイド(Ver1.0)でISMS内部監査として記述されている。内部監査と外部監査は、通常は監査主体が企業内部の組織であるか、外部の組織であるかによって区分されているが、受益者が誰かによつての区分も有り得る。ISMS適合性評価制度に関する説明会資料(P8)によると、「ISMS内部監査、外部監査の実施」と記述されている。これをみると、外部組織による監査を排除しているわけではないので、内部監査は受益者が誰かによる区分のように見られる。ここでも明確な定義が必要であると思われる。次は、「システム監査の考慮事項」の項で使用されている「システム監査」である。協会報No.69号で「システム監査の多義性」で既に意見を述べたことでもあるが、最近発刊された「情報セキュリティマネジメントガイド」(2002年12月16日発行 日本規格協会)のJISX5080の解説で次のような記述がなされている。「ここでいうシステム監査とは、運用システムを検査する活動を一般的に指したものであり、通産省(当時)が公表した“システム監査基準”(最終改正1996年1月)に沿って実施される“システム監査”といった特定の活動を指しているわけではない」(P246)と書かれている。通常

の意義と異なるのであれば、明確に定義しておくべきであろう。私見であるが、わざわざ誤解を招くようなシステム監査といった用語を使用せ

ずとも「運用中のシステムを監査する場合の考慮事項」とすれば済むことのように思われる。

**第2回システム監査実務セミナー受講者募集のご案内**  
**システム監査未経験の会員の皆様へ**  
**システム監査実践セミナーに参加し、システム監査の実際を体験してみませんか!!**

NPO法人日本システム監査人協会では、設立目的のひとつである「システム監査人の実務能力の維持・向上」のため、下記の日程で第2回目のシステム監査実務セミナーを開催いたします。

このセミナーは、当協会が既に11回の開催実績を重ねる、「システム監査実践セミナー」(1泊2日コース)の内容を拡張・充実し、前半(1泊2日)、後半(1泊2日)の延べ4日間で実施する、日本で初めての本格的なシステム監査実務セミナーです。

本セミナーでは、当協会事例研究会で実施したシステム監査普及サービスの事例を教材とし、実践で得たノウハウを会員の皆様と共有することを目標にしています。また、このセミナーを受講し、事後課題を提出頂きその内容が適切と判断された場合には、当協会が認定する公認システム監査人の必要なシステム監査実務を1年間経験したものとみなされます。

従い、システム監査技術者試験には合格したもののシステム監査を経験されていない会員の皆さん、この機会を利用してシステム監査の実際を体験し、システム監査能力の向上を図りましょう。非会員の方も大歓迎です。多くの皆さんの参加をお待ちしています。

記

1. 日 時 (前半)平成15年8月23日(土)～24日(日)  
           第1日目 10:00～20:00    第2日目 9:00～16:00  
       (後半)平成15年9月6日(土)～7日(日)  
           第1日目 10:00～20:30    第2日目 9:00～15:00  
           \*参加は、前半、後半の通しとし、どちらか一方のみの参加は出来ません。
2. 場 所 幕張OVTA(海外職業訓練センター)  
           〒261-0021 千葉県美浜区ひび野1丁目1番地  
           電話番号:043-276-0211
3. 費 用 会 員:160,000円、非会員:180,000円(宿泊費、食費を含む。)  
           費用には、宿泊費、食費、テキスト代を含みます。
4. セミナー内容 事例研究会が実施したシステム監査普及サービスをケーススタディとして取り上げます。  
           4～5人程度のグループにわかれ、監査依頼事項の確認、トップインタビュー、監査テーマ・監査計画の作成、予備調査、本調査、監査報告の実際を、前半、後半の4日間のセミナーを通し体験して頂きます。

5. 講師 事例研究会メンバーのシステム監査普及サービス経験者10名(予定)  
講師は監査手順の解説・指導の他、被監査企業の社員の役割も演じます。
6. 募集対象者および人員  
日本システム監査人協会会員(法人会員を含む)、  
システム監査技術者試験合格者あるいは同等の能力を持つ方、  
システム監査に従事されている方  
定員40名(最小催行人員20名)
7. 申し込み先 NPO法人日本システム監査人協会  
システム監査事例研究会 事務局担当  
沼野伸生  
※ 下記の申込内容を記入の上E-Mailでお申込下さい。  
(E-Mail : fwgc5762@nifty.com)
8. 申し込み期限 平成15年7月31日(木)
9. 問い合わせ NPO法人日本システム監査人協会  
システム監査実践セミナー事務局担当  
沼野伸生  
E-Mail : fwgc5762@nifty.com

以上

NPO法人日本システム監査人協会 第2回システム監査実務セミナー参加申込書

年 月 日

会員No.(法人名) :

氏名 :

資料送付先 :

(住所)〒

(宛名)

自宅 電話No.

FAX-No.

勤務先 電話No.

FAX-No.

E-MAIL アドレス

当協会主催のシステム監査実践セミナー参加経験： あり(年 月) / なし

システム監査実施経験： あり / なし

以上

## 新規入会者一覧

番号	氏名	勤務先・所属	地域
1254	木田 崇治	(株)シスコ	近畿
1255	比嘉 孝	沖縄県中小企業団体中央会 組織支援部	九州
1256	森本 道雄	マイタスク	関東
1257	小西 淳一	個人事業	関東
1258	高山 一郎	(株)日立情報システムズ関西支社	近畿
1259	山田 文雄	(株)エコーシステムズ	近畿
1260	比留間英司	横浜ベイシェラトンホテル	関東
1261	永井 好和	山口大学 メディア基礎センター	中国
1262	佐藤 賢一	(株)ITコンサルティング	東北
1263	水野 隆一	(株)野村総合研究所	関東
1264	伊藤 裕	トヨタ車体(株) 経営管理部BR推進室	中部
1265	田原 敏夫	(株)日本総合研究所	関東
1266	中村 幸志	コンピュータアソシエイツ(株)	関東
1267	角屋 典一	福井ネット(株)	北陸
1268	小林 和臣	(株)アクトコンサルティング	関東
1269	松波 盛三	(株)ユーフィット	中部

## &lt;編集後記&gt;

ゴールデンウィークも終わり、過ごしやすい季節ですが、本号が会員の皆様に届くころには、梅雨の季節がはじまっていることでしょう。

当協会も新任の理事の方が多数参加され、理事会でも当協会を発展させる為の活発な議論がなされており、また、当協会が制定した「公認システム監査人制度」の本年度の認定者募集も開始されます。

会員の皆様におかれましても、新設される「情報セキュリティ監査研究会」をはじめとする研究会活動や支部活動に積極的に参加され、当協会の活動に直接参加されることを会報編集担当一同願っております。(HY)

発行所 特定非営利活動法人日本システム監査人協会

発行人 宮川 公男

事務局 〒163-0716

東京都新宿区西新宿 2-7-1  
新宿第一生命ビル16階16W4号室  
TEL. 03(3348)4415 FAX. 03(3348)4416

事務局メール： saajk1@titan.ocn.ne.jp

ホームページ <http://www.saaj.or.jp/>

※ご連絡はなるべく郵便または、FAXでお願いします  
会員専用メーリングリスト： saaj@mml.nifty.ne.jp

※加入方法は owner-saaj@mml.nifty.ne.jp にお問い合わせください。また受信アドレスの変更時も登録が必要になりますので、上記アドレスまで連絡してください。

会報担当理事

竹下 和孝 んじゃろ監査事務所

富山 伸夫 富山システム監査事務所

吉田 裕孝 三井物産(株)

蓮見 節夫 蓮見システム監査事務所

水野 英治 東京都

力 利則 日本電気(株)

※会員のみならずからの投稿(連載、随筆等何でもOK)を募集します。記名記事は薄謝進呈します。書籍紹介欄もありますので、執筆されたかたはお知らせ下さい。

会報担当メール： saaj-kaihoh@egroups.co.jp